

神河町インターネット接続サービス（参加・脱退）申請書

@kcnj.ne.jp

平成 年 月 日

神河町長 様

私は裏面記載の加入契約約款に同意し、インターネット接続サービスに（参加・脱退）したいので下記のとおり申請します。

フリガナ	.....	生年月日	大正・昭和 年 月 日
氏 名	Ⓜ	電話番号	- -
	ケーブルテレビ加入者に限ります。		
設置の住所	神河町	昼間不在時の連絡先	- -

接続利用料	2,500円/月	ケーブルテレビ利用料と同一口座から引き落とし
メールアドレス（ただし、メールアドレスの追加の場合は別途加算されます。）		
第1希望	第2希望	第3希望

- ※ @マークの前が3文字以上～15文字以内（○○○○○ @kcnj.ne.jp）のメールアドレスとなります。
- ※ アドレスに使用できるのは、半角英数、ハイフン（-）、ドット（.）、アンダーバー（\_）のみです。
- ※ @マークの直前にドット（.）を使用することはできません。
- ※ 最初の文字はアルファベットか数字を使用してください。

(注意)

- ① ケーブルモデムを設置する場合は、宅内工事が必要です。その際の費用は、個人負担となります。インターネット用の宅内工事は、宅内工事業者へご依頼ください。てください。
- ② ケーブルモデムからパソコンへの接続は、LAN接続となります。LAN接続に必要な機器は、各自でご用意の上、接続してください。USB接続はできませんので、ご注意ください。
- ③ パソコンを複数台接続する場合は、ルーター（CATV対応のもの）で接続してください。ハブでの接続は利用できませんので、ご注意ください。
- ④ 利用料金については、加入された月から加算され、解約する月までいただくこととなりますので、ご了承ください。

C A T V 入 力	MA入力	センター入力	課 金	モデム設置日	年 月 日	備 考
				Mac アドレス		

## 神河町ケーブルテレビネットワークインターネット接続サービスにかかる加入契約約款

神河町（以下「町」という。）と神河町ケーブルテレビネットワーク（以下「この施設」という。）が行うインターネット接続業務（以下「この業務」という。）に加入する契約者（以下「加入者」という。）との間に結ばれる加入に関する契約は以下の条項によるものとする。

### （設置）

第1条 町は、町内の防災機能の向上、情報通信手段の確保のため、この施設を利用し、インターネット接続サービスを提供する。

### （管理運営及び所在地）

第2条 この業務は、この施設の設備と一体的に運用管理される。

### （町の提供するサービス）

第3条 町はこの施設を使い次のサービスを提供する。

- (1) インターネット接続サービス（24時間常時接続）
- (2) インターネットメールサービス（1メールアドレス）
- (3) ホームページサービス
- (4) その他、町長が特に必要と認める業務

### （加入資格）

第4条 加入資格は、この施設に加入する者であって、かつこの施設の利用料等の未納がない者に限る。

### （契約の成立）

第5条 加入契約は、当該施設利用申請書を提出し、町長が承認した時点で発生する。

### （維持管理料）

第6条 加入者は維持管理料として月2,500円を負担する。ただし維持管理料は加入のあった月分から発生するものとする。また脱退する月分についても発生するものとする。

- 2 その他追加サービスを利用する場合は、別表1に定める維持管理料を納付しなければならない。
- 3 前項の維持管理料は、この施設の利用料等とともに納付しなければならない。
- 4 加入者がこのサービスの解約ができる時期は、毎月末とする。
- 5 加入者は前項の解約をする場合は、この施設が設置した端末設備を返却しなければならない。

### （設備の設置）

第7条 加入者は加入契約後、速やかにこの施設の認定する宅内工事業者に宅内工事を発注しなければならない。

- 2 サービス提供に必要なケーブルモデムの設置及びセンター機器の設定はこの施設が行う。加入者はこの設置及び設定に際し、手数料1,300円を負担しなければならない。
- 3 パソコン等の設置は、加入者が自ら行うものとする。その設置・設定等に関し、この施設は一切関与しない。
- 4 また加入者のパソコン等の接続により、この施設及びこの施設の他の加入者に障害がおこった場合、またはおこる可能性が高いと思われる場合、この施設は当該加入者の接続を切り離すことができるものとする。

### （免責）

第8条 この施設はこの業務の維持管理責任を負うものとする。ただし加入者等は機器のメンテナンス等によりサービス提供が一時停止することを了承するものとする。

- 2 前項の利用停止またはあらゆる事由によるサービス停止により損害が出た場合でも、町及びこの施設はその損害賠償等には一切応じない。

### （その他）

第9条 この約款に定めのない事項は、神河町ケーブルテレビネットワーク加入契約約款に準ずる。

### 附 則

- 1 町長は、特に必要があるときは、本約款に特約を附することができる。

### 別 表 1

内容	維持管理料
メールアドレス（追加アカウント1個ごと。最大5個まで）	200円/月
メール容量	追加40MB（合計50MB） 100円/月
	追加90MB（合計100MB） 200円/月
ホームページ容量（最大300MB）	追加10MBごとに100円/月